平成２３年（へ）第６号
香川県坂出市江尻町1449番地の１
申立人　大陽工機株式会社
代表者代表取締役　山本　俊二
権利を争う旨の申述の終期　平成24年１月16日
平成24年１月18日　高知簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｃ603189
金額　496,314円
支払期日　平成23年10月31日
支払地　高知県土佐郡土佐町
支払場所　株式会社高知銀行嶺北支店
振出日　平成23年７月25日
振出地　白地
振出人　嶺北興産株式会社　代表取締役　鎮田勝文
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第１５号
福岡市博多区博多駅南６丁目２番８号
申立人　福岡パーツ株式会社
代表者代表取締役　田中　修治
申立人代理人弁護士　林　　正孝
権利を争う旨の申述の終期　平成24年１月15日
平成24年１月18日　福岡簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＹＰ34560
金額　1,156,340円
支払期日　平成23年10月31日
支払地　福岡市東区
支払場所　福岡銀行福岡流通センター支店
振出日　平成23年７月25日
振出地　福岡市東区松島１―17―14
振出人　有限会社箱崎塗装工業所
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第５号
長野市大字柳原2431番地―７
債務者　有限会社プロダクトダイケン
代表者取締役　大草　孝雄
１　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山崎　勝巳
４　破産債権の届出期間　平成24年２月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午前10時30分
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７号
兵庫県芦屋市業平町３番12―101号
債務者　株式会社ダイガメ
代表者代表取締役　亀井　米市
１　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安部　朋美
４　破産債権の届出期間　平成24年２月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午前11時
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２８６号
神奈川県横須賀市夏島町16番６
債務者　関東クリーンアシスト株式会社
代表者代表取締役　黒田　秀男
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　駒田　英隆
４　破産債権の届出期間　平成24年２月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午後１時30分
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１００号
愛知県小牧市大字小牧原新田1758番地の５
債務者　株式会社セカンドテック
代表者代表清算人　川﨑　雅敏
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　星野　一郎
４　破産債権の届出期間　平成24年２月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月22日午前10時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５１４号
群馬県前橋市三俣町１丁目45番地の26
債務者　宮地管工株式会社
代表者代表取締役　宮地　秀典
１　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉原　信二
４　破産債権の届出期間　平成24年３月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午前10時
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１号
岡山市中区藤崎66番地
債務者　有限会社入谷商店
代表者代表取締役　入谷　久之
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木浩史
４　破産債権の届出期間　平成24年３月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月10日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４０４号
広島市佐伯区三宅６丁目204番地１
債務者　有限会社ケイ総合プランニング
代表者取締役　小松日出男
１　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小川　政治
４　破産債権の届出期間　平成24年２月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午後４時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９号
最後の住所大分市大字下郡335番地の132
債務者　被相続人亡宗信年相続財産
相続財産管理人　阿部　貴史
１　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　利武
４　破産債権の届出期間　平成24年２月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月27日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１６号
宮崎県西都市妻町１丁目18番地
債務者　株式会社マルハチ
代表者代表取締役　尾崎公一郎
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　洲崎　達也
４　破産債権の届出期間　平成24年２月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月８日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第３５５号
岡山県笠岡市金浦1063番地15
債務者　藤井　順子
１　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　知健
４　破産債権の届出期間　平成24年３月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月10日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係